

産業廃棄物処理計画書

令和 5年6月 21日

広島市長

提出者

住所 広島市中区竹屋町2番42号
氏名 中国電力ネットワーク株式会社
広島ネットワークセンター
所長 菰下 孝

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-545-2106

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中国電力ネットワーク株式会社 広島北ネットワークセンター
事業場の所在地	広島市安佐南区緑井1丁目25番28号
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	電気業
②事業の規模	一般送配電事業（広島市）
③従業員数	53名

④産業廃棄物の一連の処理の工程

```
graph LR; A[排出事業者] --> B[収集運搬]; B --> C[中間処理]; C --> D[再生利用]; C --> E[最終処分];
```

排出事業者 → 収集運搬 → 中間処理 → 再生利用

排出された場所から処分する場所へ運ぶ

大きな廃棄物は小さく有害な場合は無害化する

最終処分

環境を損なわないように自然界に戻す

別紙1

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和4 年度) 実績量
 計画:今年度(令和5 年度) 計画量

単位:トン/年

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	9.5	9.5										9.5	9.5	1.1	1.1	1	1			
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	60.8	31.9										60.8	31.9	58.4	30.6	60.8	31.9			
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1.6	1.5										1.6	1.5	1.6	1.5					
鉱さい																				
がれき類	1020	768										1020	768			1020	768			
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
安定型混合廃棄物	7.4	3.7										7.4	3.7	7.4	3.7	7.4	3.7			
廃電気機械器具	0.1	0.1										0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1			
合計	1099.4	814.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1099.4	814.7	68.6	37	1089.3	804.7	0	0	0

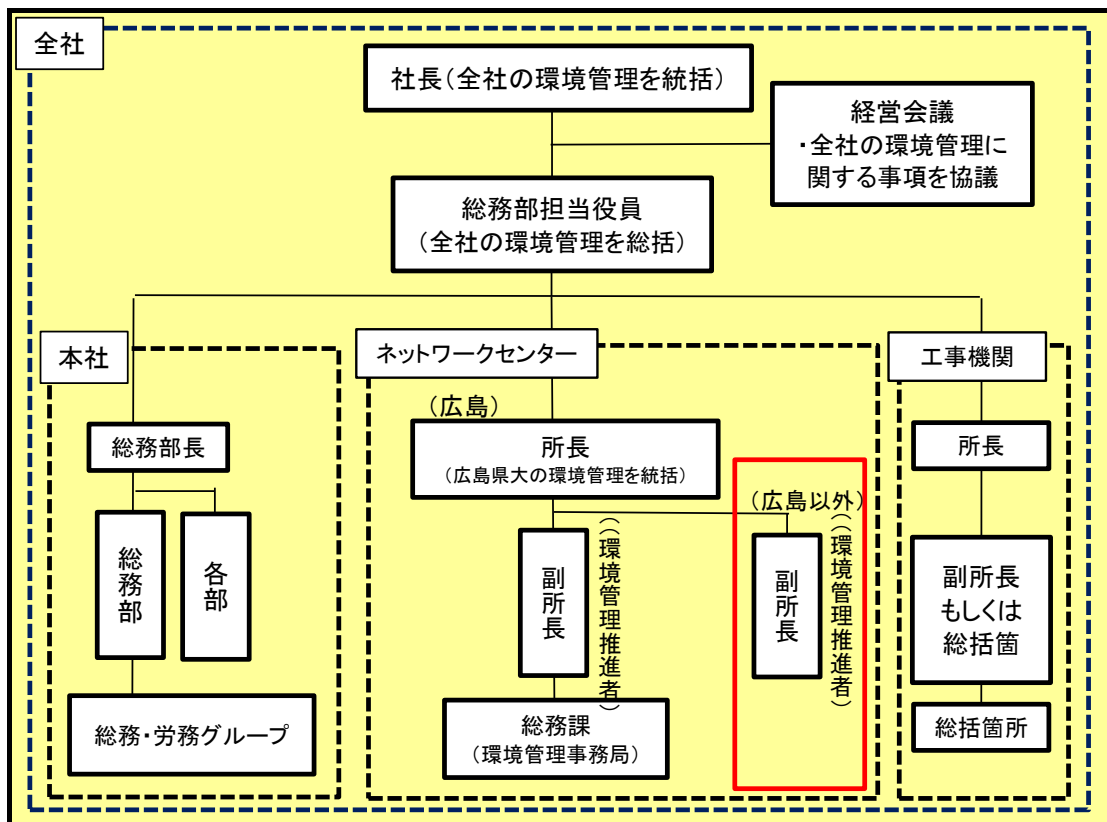
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したもので提出可能です。

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の長寿命化 ・貯蔵品の適正管理
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同上

3 産業廃棄物の分別に関する事項

<p>①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>・発生した産業廃棄物について、再利用が出来るよう分別を実施する。</p>
<p>②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p>	<p>・同上</p>

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>・該当なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>・該当なし</p>

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>・該当なし</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>・該当なし</p>

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・該当なし
②計画 (今後実施する予定の取組)	・該当なし

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	・産業廃棄物処理事業者の選定時には、可能な範囲で再利用される事業者を選定する。
②計画 (今後実施する予定の取組)	・同上